

新潟市自治会除雪助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、自治会・町内会等（以下「自治会」という。）が、除雪協力業者等に依頼して道路の除排雪を行った場合に交付する報奨金について必要なことを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で「道路」とは、国、県又は市が除排雪する道路以外の公道、私道等をいう。

(対象区域)

第3条 報奨金の交付対象となる区域については、各区がその対象となる区域を別に定めるものとする。

(適用基準)

第4条 報奨金の交付については、区において10センチメートル以上の積雪で市道除雪を行った場合に適用する。ただし、市長が特に報奨金の交付の必要があると認める場合は、この限りでない。

(報奨金の交付)

第5条 市長は、自治会が除雪協力業者等に依頼して道路の除排雪を行った場合は、別表で定める報奨金を自治会に交付する。この場合において、100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて交付する。

(報告)

第6条 報奨金の交付を受けようとする自治会の代表者は、様式第1号による自治会除雪実績報告書に次に掲げる書類を添えて、毎月末日（3月は15日）までに市長に提出しなければならない。

(1) 除雪箇所を記入した自治会の路線図

(2) 自治会が負担する除排雪の請求書又は領収書もしくは振込明細書

ただし、様式第1号に請求書を添えて報告した場合は、自治会に報奨金が交付された日から起算して20日以内に、領収書又は振込明細書を提出しなければならない。

(3) 除排雪の状況が確認できる写真

(4) その他、市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、昭和 52 年 11 月 21 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 56 年 10 月 9 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 58 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 59 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 60 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 61 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

別表

除排雪方法	報奨金の額の算定
(1) 除雪機械（グレーダ、ドーザ、ローダ等をいう。）又は農業用トラクターで道路除雪を行ったとき。	公道の場合は、道路除雪費（市が別に定める基準により計算した道路除雪費と自治会が負担する道路除雪費を比較していずれか少ない額（以下「比較額」という。））の全額。 私道等の場合は、道路除雪費（比較額）の2分の1の額。 ただし、同一路線を同一年度に複数回除雪した場合の、2回目以降は、除雪費（比較額）の4分の3の額。
(2) 排雪運搬用トラックを用いて道路排雪を行ったとき。	道路排雪費（比較額）の全額。